

第 598 回 国立大学法人信州大学役員会 議事要録(案)

日 時 令和 6 年 2 月 21 日 (水) 11 時 30 分 ~ 11 時 40 分

場 所 Web 会議により開催 (本部管理棟 5 階 第一会議室)

出席者 中村学長 (議長), 永松, 平野, 向, 不破, 高口, 藤澤, 浜野 各理事
ワザバー 平林, 林, 米倉, 奥山, 森川, 天野, 東城, 花岡 各副学長
杉原, 湯澤 各副理事

監 事 北原, 原 各監事

第 597 回議事要録確認

議 題

1 信州大学大学院学則の一部を改正する学則 (案) について

永松理事から, 資料 No. 1 に基づき, 総合人文社会科学研究科及び総合理工学研究科の定員を変更することに関し, 1 月 18 日 (木) に一度承認いただいた内容から附則及び附則別表を追加することについて説明があった。

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 信州大学大学院学則の一部を改正する学則 (案) について, 原案のとおり承認された。承認後, 本件は 3 月 25 日開催の経営協議会に付議し, その審議内容及び承認をもって役員会においても承認されたものとする旨の発言があった。

2 信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所に係る学則等の一部改正等について

森川副学長から, 資料 No. 2 に基づき, 先鋭領域融合研究群国際ファイバー工学研究拠点を先鋭領域融合研究群繊維科学研究所に名称変更するとともに, 他大学等の研究者の共同利用を可能とすることに伴い, 以下の関連学則の改正等を行うことについて説明があった。

- ・信州大学学則
- ・国立大学法人信州大学組織に関する規則
- ・信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所規程
- ・信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所教員会議規程
- ・信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所共同利用運営会議細則 (新規制定)
- ・信州大学先鋭領域融合研究群規則
- ・信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所教員選考内規
- ・信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所特定雇用教員選考内規

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所に係る学則等の一部改正等について, 原案のとおり承認された。

3 職員兼業規程の見直しに伴う規程等の改正について

高口理事から, 資料 No. 3 に基づき, 職員兼業規程の見直しに伴い, 以下の規程等の一部を改正することについて説明があった。

- ・国立大学法人信州大学職員兼業規程
- ・国立大学法人信州大学職員兼業許可等実施細則

続いて, 議長からこのことについて諮られ, 審議の結果, 職員兼業規程の見直しに伴う規程等の改正について, 原案のとおり承認された。

4 信州大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する制度に関する要項の制定について

向理事から、資料 No. 4 に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、必要な事項を定めるための新規制定（案）について説明があった。

続いて、議長からこのことについて諮られ、審議の結果、信州大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する制度に関する要項の制定について、原案のとおり承認された。

5 博士学生支援事業「次世代 AI 人材育成プログラム」への申請について

平野理事から、資料 No. 5 に基づき、博士学生支援事業「次世代 AI 人材育成プログラム」への申請について、説明があった。

続いて、議長からこのことについて諮られ、審議の結果、博士学生支援事業「次世代 AI 人材育成プログラム」への申請について、原案のとおり承認された。なお、議長から、軽微な修正が必要な場合は、学長一任としたい旨の発言があり、あわせて承認された。

6 教育研究系技術職員採用試験の実施について

高口理事から、資料 No. 6 に基づき、統合技術院（工学部）教育研究系技術職員 2 名及び統合技術院（繊維学部）教育研究系技術職員 2 名を補充するため、採用試験を実施することについて説明があった。

続いて、議長からこのことについて諮られ、審議の結果、教育研究系技術職員採用試験の実施について、原案のとおり承認された。

7 教職員の時間外勤務削減等に向けた取組について

高口理事から、資料 No. 7 に基づき、教職員の時間外勤務削減等に向けた取組及び裁量労働制の適用対象者とならない教員等について説明があった。

続いて、議長からこのことについて諮られ、審議の結果、教職員の時間外勤務削減等に向けた取組及び裁量労働制の適用対象者とならない教員等について、原案のとおり承認された。

次回開催予定：令和 6 年 3 月 7 日（木）

以上